

食 品 安 第 2 3 9 号
平 成 2 4 年 6 月 2 9 日

教 育 局 政 策 課 長
学 事 課 長
障 害 者 自 立 支 援 課 長
子 育 て 支 援 課 長
こ ども 安 全 課 長

} 様

食 品 安 全 課 長

ジャガイモの喫食によるソラニン類食中毒について（通知）

今般、東松山市の小学校において、ジャガイモを喫食したことによるソラニン類食中毒事件が発生しました。

本事件においては、ジャガイモを皮ごと食するなどソラニンを多く含む部位を喫食したことが確認されております。

つきましては、同様の食中毒を防止する観点から、貴課関係機関等に対し、下記事項について周知徹底を図るよう、特段の対応をお願いします。

記

1. 家庭菜園等で栽培された未成熟で小さいジャガイモは、全体にソラニン類が多く含まれていることもあるため喫食しないこと。
2. ジャガイモの芽、皮質部及び日光に当たって緑化した部分は、ソラニン類が多く含まれるため、これらの部分を十分に取り除き、調理を行うこと。
3. ジャガイモは、日光が当たる場所を避け、冷暗所に保管すること。
4. 特に、小児等についてはソラニンに対しての感受性が高く、成人中毒量の10分の1で発症するため、調理等にあたり注意をはらうこと。

【担当】

監 視 ・ 食 中 毒 担 当

電 話 : 048-830-3611

FAX : 048-830-4807